



2020年3月25日  
アスモ少額短期保険株式会社

## 「新型コロナウイルス感染症」に関する取扱いについて

このたびの「新型コロナウイルス感染症」でお亡くなりになられた方々に対しまして、心よりご冥福をお祈りするとともに、ご遺族の方々に心よりお悔やみ申し上げます。また、「新型コロナウイルス感染症」により影響を受けられた皆様方に心よりお見舞い申し上げます。

「新型コロナウイルス感染症」につきまして、当社の保険商品における保障の取扱いをご案内いたします。

### 1. 保険金・給付金等の取扱いについて

#### (1) 入院を保障する保険商品

新型コロナウイルス感染症は疾病に該当しますので、新型コロナウイルス感染症の治療を目的とされた入院は、入院給付金の支払対象となります(注)。

ただし、感染症による傷害入院給付金(高齢者施設入居者家財保険、介護サポート総合保険)は支払対象となりませんので、ご注意ください。

(注)給付金等のお支払いには、所定の要件(入院日数等)を満たすことが必要となります。

#### (2) 死亡または重度障害を保障する保険商品

新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた場合、または所定の重度障害状態になられた場合は、死亡保険金・重度障害保険金の支払対象となります。

ただし、感染症による傷害死亡保険金(無選択型生命定期保険)は支払対象となりませんので、ご注意ください。

### 2. ご請求のお手続きについて

保険金・給付金等の請求のお手続きは、当社の代理店または下記の「お問い合わせ窓口」までご連絡ください。

#### <お問い合わせ窓口>

アスモ少額短期保険株式会社

契約サービスチーム

電話 : 0120-53-2610 (平日 10:00~18:00)